「保育所や幼稚園等における虐待事案の公表について」記入の考え方

１．公表の目的

令和７年４月18日に「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）が成立し、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の仕組みが創設された。改正法において、都道府県は、毎年度、市町村から報告を受けた内容と、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況等の情報をとりまとめ、都道府県のウェブサイトにおいて公表するものとされている（児童福祉法第33条の16）。

これは、各所管行政庁において、虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各所管行政庁における虐待の防止に向けた取組を着実に進めることを目的とするものである。したがって、虐待を行った施設名等を公表して施設等に対し制裁を与えるとの趣旨ではない。こうした点に留意しつつ、制度を運用することが必要である。

なお、この制度は、個別の虐待の事案の発生・発覚の際に、所管行政庁が虐待を受けたこどもや他のこどもへの影響に配慮した上で適切に事案の公表を行うことを何ら妨げるものではない。

また、本様式については、あくまで参考として送付するものであり、各自治体において作成した様式等を用いて公表を行うことは差し支えないが、来年度以降、国で行う調査において当該様式による提出を求める予定であるため留意されたい。

２．公表の対象

（１）公表の対象となる施設・事業

以下の施設・事業を公表の対象とする。

保育所、幼稚園、特別支援学校幼稚部、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、放課後児童健全育成事業、児童館、児童育成支援拠点事業、子育て短期支援事業、認可外保育施設

（２）公表する事項

都道府県は、自らが所管行政庁である施設・事業等及び市町村から報告を受けた内容について下記の1～3の内容を公表する。

１　虐待案件の状況

通報件数

要対応件数（虐待該当、非該当、判断不可）

２　虐待の状況

ア　施設等の種別

イ　虐待の類型

ウ　こどもの性別

エ　こどもの年齢層

オ　虐待を行った職員等の職種

3　都道府県または市町村が講じた措置等

児童福祉法、認定こども園法に基づく改善勧告、改善命令、事業停止（制限）命令、認可・認定取り消し

学校教育法に基づく変更命令、閉鎖命令

その他の行政指導

3．公表の件数・人数の考え方

（1）虐待案件の状況（仮）

①通報件数

当該年度に所管行政庁において受け付けた通報件数を計上する。

同じ案件について、複数の通報を受け付けた場合、「通報件数」としてはそれぞれ1件として計上するが、「要対応件数」としては1件として計上する。

通報件数には、虐待等に関する専門相談窓口等で受け付けた件数に限らず、個別に電話・メール等により通報があったものも含む。

虐待が疑われる事案とは関連のない相談等については、当該件数には計上しない。

②要対応件数

当該年度に通報を受け付けた事案のうち、事実確認を実施した件数を計上する。

事実確認後、虐待判断に至った事案については、「虐待該当」「非該当」に各事案の件数を計上する。「判断不可」には、虐待と判断するには情報収集が困難で判断できなかった事案等の件数を計上する。

③備考

要対応件数のうち、当該年度で事実確認が終了せずに判断に至らなかった事案の件数は備考欄に記入する。（記入例：令和7年度要対応件数のうち●件は令和8年度も事実確認を継続中である。）

（2）虐待の状況

「1．虐待案件の状況」の虐待該当事案を対象に（ア）～（オ）の各項目の件数及び実人数を計上する。

ア．施設等の種別

各施設種別で発生した事案の件数を計上する。

企業主導型の保育事業は「認可外保育施設」に計上する。

イ．虐待の類型

各類型に該当する事案の件数を計上する。1件の事案において複数の類型に該当する場合は、該当する類型それぞれに1件ずつ計上する。また、以下の記載を参考に、補足欄（＊1欄）に詳細を記入する。

虐待の類型が重複する事案がある場合

例：「1．虐待案件の状況」の虐待該当●件のうち、●件で身体的虐待と心理的虐待の重複があった。

虐待の類型が重複する事案がない場合

例：「1．虐待案件の状況」の虐待該当●件のうち、虐待の類型の重複はなかった。

ウ．こどもの性別

事案に関与する全てのこどもついて、各性別に該当する実人数を計上する。また、以下の記載を参考に、補足欄（＊2欄）に詳細を記入する。

こどもが複数名の事案がある場合

例：「1．虐待案件の状況」の虐待該当●件のうち、●件で虐待を受けたこどもが複数名となっている。

こどもが複数名の事案がない場合

例：「1．虐待案件の状況」の虐待該当●件のうち、虐待を受けたこどもが複数名の事案はなかった。

エ．こどもの年齢層

事案に関与する全てのこどもついて各項目に該当する実人数を計上する。

※　1歳児～5歳児については、当該年度の4月1日現在の満年齢で分類する。

※　0歳の場合は、0歳児に分類する。

オ．虐待を行った職員等の職種

事案に関与する全ての職員等について、各職種に該当する実人数を計上する。

施設長・園長・管理者・副園長・教頭等、施設全体の管理者（補佐を含む）は、その他の職種（保育士等）を兼ねている場合も「管理者」に計上する。管理者以外の職種も同様に、主な職種の一つを計上する。該当する職種がない場合は「その他職員」、職種が判明しない場合は「不明」に計上する。

また、以下の記載を参考に、補足欄（＊3欄）に詳細を記入する。

職員等が複数名の事案がある場合

例：「1．虐待案件の状況」の虐待該当●件のうち、●件で虐待を行った職員等が複数名となっている。

職員等が複数名の事案がない場合

例：「1．虐待案件の状況」の虐待該当●件のうち、虐待を行った職員等が複数名の事案はなかった。

（3）都道府県または市町村が講じた措置等

事案に対して講じたすべての措置等について、各措置等に該当する件数を計上する。

措置等は、虐待が行われた施設等の所管行政庁が児童福祉法、認定こども園法、学校教育法等に基づき講じたものとする。所管行政庁が都道府県や都道府県の教育委員会の場合であって、市町村が子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限や、設立者としても管理権限のもと講じた措置等については計上しない。

【参考】虐待該当事案の考え方について

複数の類型に該当する場合や、関係者が複数いる場合には、以下の例を参考に件数・実人数を計上する。ただし、事案のなかで複数の行為について事実確認を行い、虐待に該当しないと判断された行為に関与した職員等については計上しない。

① 複数の虐待類型が該当する事案

例　職員 A がこども B に対し、身体的虐待にあたる行為と心理的虐待にあたる行為を行った。

⇒　「1　虐待案件の状況」には 1 件として計上する。

「イ　虐待の類型」には、「身体的虐待」に 1 件、「心理的虐待」に 1 件計上する。

② 複数の職員等が関与する場合

例　管理者かつ保育士でもある A と保育士 B が、こども C に対し虐待を行った。

⇒　「1　虐待案件の状況」には 1 件として計上する。

「オ　虐待を行った職員等の職種」には、「管理者」に 1 名、「保育士」に 1 名計上する。

③ 複数のこどもが関与する場合

例　職員 A が 1 歳児クラスの男児 1 名と女児 1 名に対し虐待を行った。

⇒　「1　虐待案件の状況」には 1 件として計上する。

「ウ　こどもの性別」には、「男子」に 1 名、「女子」に 1 名計上する。

「エ　こどもの年齢層」には、「1 歳児」に 2 名計上する。

④ 継続的に職員等が虐待行為を行った場合

例：職員 A がこども B に対し、1 週間にわたり複数の虐待行為を行った。

⇒　「1　虐待案件の状況」には 1 件として計上する。

⑤ 複数の行為が認められるが、行為の間に期間が空いている場合

例：職員 A がこども B に対し、初めて虐待行為を行った 3 カ月後に 2 回目の虐待行為を行

った。

⇒　自治体において虐待の該当・非該当を判断する前に、２回目の虐待と疑われる事案が発覚し、一連の行為と捉えられる場合は１件として計上する。

　虐待の該当・非該当の判断後に、２回目の虐待と疑われる事案が発覚した場合は、別の事案と捉えて１件ずつ計上する。

⑥　上記が複合する場合

例：0 歳児クラスの男児 A と 3 歳児クラスの男児 B に対し、職員 C が心理的虐待とネグレクトを行った。

⇒　「１　虐待案件の状況」には１件として計上する。

「イ　虐待の類型」には、「心理的虐待」に１件、「ネグレクト」に１件計上する。

「ウ　こどもの性別」には、「男子」に２名計上する。

「エ　こどもの年齢層」には、「0 歳児」に１名、「3 歳児」に１名計上する。

以上